

令和5年4月28日

東京都立板橋有徳高等学校定時制課程
保護者の皆様

東京都立板橋有徳高等学校長
長嶋 浩一

5月8日以降の新型コロナウイルスへの対応について

春陽の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスについて、これまでの3年間は、感染症法で「新型コロナウイルス感染症」や「2類相当」として位置付けられ、厳しい措置がとられてきたところですが、社会経済活動への影響や死亡者の割合が減少したことを鑑みて、5月8日以降感染症法上の位置付けが「5類」に移行することになりました。そのことに伴い、厚生労働省は、「発症の翌日から5日間及び症状が軽くなってから24時間程度の外出自粛」と「10日間のマスクの着用及びハイリスク者との接触の自粛」を推奨することを発表しました。文部科学省も、学校の「出席停止」について、期間を短縮する等の方針を明らかにしています。

このことを受けて、本校においても5月8日以降、新型コロナウイルスへの対応を下記のとおり変更する見込みです。

この変更は、単位認定時の「出席停止」の根拠の正当性を確保するためのものであり、出席数の差が生徒の不利益や不平等につながることを避けることを目的としております。

つきましては、下記をご確認の上、ご家庭でもご指導いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、「学校感染症による療養の届」の提出をもって、原則「発症翌日から5日間、かつ、症状が軽くなった後、1日を経過するまで」を「出席停止」とする。また、発症後10日間が経過するまではマスクの着用を推奨するものとする。
- 2 「陽性であることを証明する書類」（医師の「診断書」もしくは「診療明細書」等）に基づいて、「出席停止」期間を決定する。なお、上記1の期間を越えても症状が改善しない場合には、「診断書」等に明記された療養期間を基に「出席停止」期間を延長する。
- 3 新型コロナウイルスに感染した疑いがある場合には病院での受診を推奨し、陽性だった場合は、「出席停止」とする。
- 4 東京都からの新しい通知により変更すべきことがある場合には、別途通知する。

◎問い合わせ先

担当 副校長 小平 秀朗

教務 石井 淳也

電話 03-3937-6911